

# 令和2年度 群馬県立高崎工業高等学校 部活動方針

令和2年4月

## 1 目的

学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行い、スポーツや文化及び科学に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等を図る。

## 2 本年度の部活動

### (1) 本年度設置する部活動について

文化部 9部、体育部 22部、研究部 6部、同好会 2団体を設け、それぞれ顧問教師 1名以上、生徒に部長、副部長各 1名をおく。

#### 【文化部】

写真部、文芸部、理科部、書道部、JRC部、吹奏楽部、将棋部、軽音楽部、イラスト部

#### 【体育部】

硬式野球部、軟式野球部、空手道部、バレー部、柔道部、アイスホッケー部、陸上部、山岳部、卓球部、テニス部、ソフトテニス部、バスケットボール部、剣道部、水泳部、サッカー部、自転車部、バドミントン部、体操部、ラグビー部、フィッシング部、ボクシング部、ダンス部

#### 【研究部】

機械研究部、電気研究部、情報技術研究部、建築研究部、土木研究部、工業化学研究部

#### 【同好会】

女子バレーボール同好会、アマチュア無線同好会

### (2) 活動日及び活動時間について

#### ① 週当たりの休養日の設定

- ・原則として、週 1 日以上の休養日を設定する。

(詳細は各部活動ごとの活動計画による)

※ 大会参加等により、やむを得ず休養日を確保できない場合は、代替休養日を確保する。

#### ② 長期休業中の休養日の設定

- ・学期中の休養日の設定に準ずる。

・生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう休養期間を設ける。(詳細は各部ごとの活動計画による)

#### ③ 活動時間

合理的でかつ効果的・効率的な活動を行い、原則として、長くとも平日では 3 時間程度で練習を終える。学校の休業日(学期中の土・日曜日を含む)では、原則として、3 時間程度で活動を終える。ただし、競技の特性により活動時間は上記の時間と若干異なる場合もある。

※ 休業日の練習試合等については、生徒が十分な休養をとることができるよう配慮して活動時間を設定する。

#### ④ 朝練習

- ・朝練習を行う場合は、目的を明確にした上で、活動時間は、1 時間以内とする。
- ・疲労が蓄積しないように配慮し、活動計画に位置づけておく。

## 3 経費

### (1) 活動に当たる経費を生徒会費から補助する。

(2) 各部において部費を徴収する場合もある。ただし、集める場合は、必要最低限とし、金額については保護者の理解を得た上で決定する。その際、帳簿を作成し、年度末に会計報告をする。監査は教頭及び保護者代表が行う。

#### 4 部活動への入部・退部

##### (1) 入部について（部活動結成時）

- 1年生の部活動へ加入を希望する生徒は、以下の手順による。
  - ①クラス担任から入部届を受け取る。
  - ②必要事項を記入の上、保護者の承認印をもらう。
  - ③生徒は、入部届の顧問提出用を部活動顧間に提出する。
  - ④生徒は、入部届の担任提出用をクラス担任に提出する。
- 2、3年生の新たに部活動へ加入を希望する生徒は、以下の手順による。
  - ①生徒会係から入部届を受け取る。
  - ②必要事項を記入の上、保護者の承認印をもらう。
  - ③生徒は、入部届の顧問提出用を部活動顧間に提出する。
  - ④生徒は、入部届の担任提出用をクラス担任に提出する。
- 2、3年生で現在の部活動に引き続き在籍を希望する生徒は、以下の手順による。
  - ①部顧問から在籍確認届を受け取る。
  - ②必要事項を記入の上、部顧問の承認印をもらう。
  - ③生徒は、在籍確認届をクラス担任に提出する。

##### (2) 入部について（年度途中）

- 生徒は、クラス担任及び入部希望の顧間に相談の上、入部届を受け取り、上記の手順に従って入部手続きを行う。

##### (3) 退部について

退部を希望する生徒は、担任、部活動顧問と相談した後、顧問から退部届を受け取り、担任と保護者に承諾の上、承諾印をもらい、顧間に提出する。

#### 5 参加する大会等の精選

体育連盟の主催大会、各種コンクール大会や発表会、市町村主催、関係団体主催など、多くの大会等が開催されており、生徒の技能の向上だけでなく、心身の健康についても配慮するため、参加する大会等を精選する。

#### 6 部活動運営

##### (1) 外部指導者について

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに、教職員の指導力の向上、負担軽減のためにも、校長の了解の下、外部指導者を活用する。

ただし、部活動は学校において計画する教育活動であることを踏まえ、顧問との役割分担を明確にした上で、各部の状況に合わせて活用する。

##### (2) 部活動検討委員会について

適切に部活動を実施するため、学校職員、保護者、地域スポーツ関係者、地域文化関係者、地域医療関係者等で組織する部活動検討委員会を設置する。設置に当たっては、学校評議員会などを活用する。

委員会において、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携、学校と地域の連携などについて、顧問、生徒、保護者等の意見を聞きながら必要に応じて改善策等を提案してもらう機会を設ける。